

令和3年3月  
大竹市議会定例会（第1回）議事日程

令和3年3月2日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会議録署名議員の指名	
第 2		会期決定について	
第 3	議案第 1 号	令和3年度大竹市一般会計予算	予 算 説 明 (一 括)
第 4	議案第 2 号	令和3年度大竹市国民健康保険特別会計予算	
第 5	議案第 3 号	令和3年度大竹市漁業集落排水特別会計予算	
第 6	議案第 4 号	令和3年度大竹市農業集落排水特別会計予算	
第 7	議案第 5 号	令和3年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算	
第 8	議案第 6 号	令和3年度大竹市土地造成特別会計予算	
第 9	議案第 7 号	令和3年度大竹市介護保険特別会計予算	
第10	議案第 8 号	令和3年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算	
第11	議案第 9 号	令和3年度大竹市水道事業会計予算	
第12	議案第10号	令和3年度大竹市工業用水道事業会計予算	
第13	議案第11号	令和3年度大竹市公共下水道事業会計予算	
第14	諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について	即 決
第15	議案第12号	教育長の任命の同意について	即 決
第16	議案第21号	大竹市まちづくり基本構想の策定について	総務文教付託
第17	報告第 1 号	専決処分の報告について（工事請負契約の変更 ：大竹会館改築等工事（建築主体工事））	報 告
第18	報告第 2 号	専決処分の報告について（工事請負契約の変更 ：大竹会館改築等工事（電気設備工事））	報 告
第19	議案第15号	大竹市漁港管理条例の一部改正について	生活環境付託
第20	議案第22号	工事施行協定の変更について	生活環境付託
第21	議案第23号	大竹市弥栄周辺広場の指定管理者の指定について	生活環境付託 (一 括)
第22	議案第27号	市道路線の廃止及び認定について	生活環境付託
第23	議案第32号	広島圏都市計画大竹市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について	生活環境付託
第24	認 第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（令和2年度大竹市一般会計補正予算（第12号））	即 決
第25	認 第 2 号	専決処分の承認を求めることについて（令和2年度大竹市一般会計補正予算（第13号））	即 決 (一 括)
第26	認 第 3 号	専決処分の承認を求めることについて（令和2	即 決

		年度大竹市一般会計補正予算（第14号）	
第27	議案第28号	令和2年度大竹市一般会計補正予算（第15号）	総務文教付託
第28	議案第29号	令和2年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	生活環境付託
第29	議案第13号	大竹市精神障害者医療費支給条例の制定について	生活環境付託
第30	議案第14号	大竹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	生活環境付託
第31	議案第16号	大竹市ひとり親家庭等医療費支給条例等の一部改正について	生活環境付託 (一 括)
第32	議案第17号	大竹市介護保険条例の一部改正について	生活環境付託
第33	議案第18号	大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	生活環境付託
第34	議案第25号	大竹市地域福祉会館の指定管理者の指定について	生活環境付託
第35	議案第26号	大竹市養護老人ホームゆうあいの里の指定管理者の指定について	生活環境付託
第36	議案第24号	大竹市総合福祉センターの指定管理者の指定について	生活環境付託
第37	議案第19号	大竹市墓地使用条例の一部改正について	生活環境付託
第38	議案第20号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	総務文教付託
第39	議案第30号	令和2年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第2号）	生活環境付託 (一 括)
第40	議案第31号	令和2年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第3号）	生活環境付託
第41	令和3年陳情第1号	住民の為の正常な議会を求める陳情	即 決
第42	令和3年請願第1号	公立・公的医療機関等の「再検証」要請の白紙撤回、および地域医療構想の見直しに関する請願	生活環境付託

#### ○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定について
- 日程第 3 議案第 1号から日程第16 議案第21号（説明・継続・表決・付託）
- 日程第17 報告第 1号から日程第23 議案第32号（説明・報告・付託）

- 日程第24 認 第 1号から日程第28 議案第29号 (説明・表決・付託)
- 日程第29 議案第13号から日程第35 議案第26号 (説明・付託)
- 日程第36 議案第24号 (説明・付託)
- 日程第37 議案第19号 (説明・付託)
- 日程第38 議案第20号 (説明・付託)
- 日程第39 議案第30号から日程第40 議案第31号 (説明・付託)
- 日程第41 令和3年陳情第1号 (質疑・討論・表決)
- 日程第42 令和3年請願第1号 (付託)

○出席議員 (16人)

1番	細川雅子	2番	藤川和弘
3番	原田孝徳	4番	小中真樹雄
5番	中川智之	6番	小田上尚典
7番	賀屋幸治	8番	北地範久
9番	西村一啓	10番	和田芳弘
11番	網谷芳孝	12番	児玉朋也
13番	山崎年一	14番	日域 究
15番	寺岡公章	16番	山本孝三

○欠席議員 (なし)

○説明のため出席した者

市	長	入山欣郎
副	市長	太田勲男
教	育 長	小西啓二
総	務 部 長	中村一誠
市	民 生 活 部 長	三原尚美
健康福祉部長兼福祉事務所長		豊原 学
建	設 部 長	山本茂広
上	下 水 道 局 長	古賀正則
消	防 長	佐伯和規
総務課長併任選挙管理委員会事務局長		柿本 剛
企	画 財 政 課 長	三上 健

○出席した事務局職員

議	会 事 務 局 長	田中宏幸
議	事 係 長	加藤 豪

## 会期決定について

令和3年3月大竹市議会定例会（第1回）の会期を、次のとおり定める。

令和3年3月2日提出

大竹市議会議長 細川 雅子

自 令和3年3月2日

24日間

至 令和3年3月25日

## 会期日程表

期 日		会 議		付 記
月 日	曜	本会議	委 員 会	
3. 2	火	本会議		・開会 ・会期決定 ・当初予算説明 ・一般議案上程（即決・付託） ・陳情上程（即決） ・請願上程（付託） ・散会
			総務文教委員会	付託案件審査
3	水	休 会	生活環境委員会	付託案件審査 10時～
4	木			
5	金			
6	土			
7	日			
8	月			
9	火		本会議	
10	水	予備日	予算特別委員会	正副委員長互選
11	木	休 会		※市内中学校（大竹、小方、玖波）卒業式
12	金		基地周辺対策特別委員会 議会改革特別委員会	10時～
13	土			
14	日			
15	月		予算特別委員会	付託案件審査 10時～
16	火		予算特別委員会	付託案件審査 10時～
17	水		予算特別委員会	付託案件審査 10時～
18	木		予算特別委員会（予備日）	
19	金			※市内小学校（大竹、小方、玖波）卒業式
20	土			（春分の日）
21	日			
22	月			
23	火			
24	水			
25	木	本会議		・予算議案委員長報告（表決） ・閉会

10時00分 開議

○議長（細川雅子） 定足数に達しておりますので、これより令和3年第1回大竹市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

定例会開会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日ここに大竹市議会定例会が開会されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私ともに御多忙のところ御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、このたびの定例会では、先の議員全員協議会におきまして概要を説明いたしましたように、令和3年度当初予算案を御提案させていただきたいと存じます。令和3年度はまちづくりの理念や将来像を示す、大竹市まちづくり基本構想のスタートの年度となります。これまで取り組んでまいりました本市の課題に引き続きしっかりと取り組みながら、これまで着手できていなかった懸案事業につきましても、前に進める予算編成としております。

御承知のとおり、この国を支えて働く世代が激減する社会情勢に加え、コロナ禍により日本の経済、地方行政の財政状況は大変厳しい局面を迎えております。皆で力を合わせ、工夫してこの困難を乗り越えてまいりたい、そのように思っております。

それでは御提案いたします議案についてでございますが、令和3年度当初予算案を初め、専決処分の報告及び承認を求めることについて、人権擁護委員候補者の推薦について、教育長の任命の同意について、条例の制定または一部改正について、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、大竹市まちづくり基本構想の策定について、指定管理者の指定について、市道路線の廃止及び認定について、一般会計及び特別会計の補正予算案など、合わせて38案件でございます。これらの議案の内容につきましては、後ほど詳しく御説明をさせていただきたいと存じます。

議員の皆様方におかれましては、何とぞ慎重に御審議をいただきまして、議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、定例会の開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより、日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（細川雅子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、11番、網谷芳孝議員、12番、児玉朋也議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第2 会期決定について

○議長（細川雅子） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月25日までの24日間といたしたいと思ひます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、会期は24日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第3～日程第16〔一括上程〕

- 議案第 1号 令和3年度大竹市一般会計予算
- 議案第 2号 令和3年度大竹市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 3号 令和3年度大竹市漁業集落排水特別会計予算
- 議案第 4号 令和3年度大竹市農業集落排水特別会計予算
- 議案第 5号 令和3年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算
- 議案第 6号 令和3年度大竹市土地造成特別会計予算
- 議案第 7号 令和3年度大竹市介護保険特別会計予算
- 議案第 8号 令和3年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 9号 令和3年度大竹市水道事業会計予算
- 議案第10号 令和3年度大竹市工業用水道事業会計予算
- 議案第11号 令和3年度大竹市公共下水道事業会計予算
- 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第12号 教育長の任命の同意について
- 議案第21号 大竹市まちづくり基本構想の策定について

○議長（細川雅子） 日程第3、議案第1号令和3年度大竹市一般会計予算から、日程第16、議案第21号大竹市まちづくり基本構想の策定についてに至る14件を一括議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 令和3年度の当初予算案の上程に当たりまして、私の市政運営の基本的な考え方と、新年度の主な施策について説明させていただき、議員の皆様方並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと思ひます。

3月定例会に議案提出しておりますが、令和3年度はまちづくりの理念や将来像を示す大竹市まちづくり基本構想のスタートの年度となります。私はこれまでいろいろな場面で、よいまちの実現のためには完成までに多くの時間と費用がかかる、どんな大きな事業であろうとも、30年、50年かけてもやり遂げること、諦めて先延ばしにするのではなく、一歩ずつ進めていくことの大切さを申し上げてまいりました。人々の和と人心、力を結集すれば、必ずよいまち大竹、誇りに思えるまち大竹を実現できると考えています。

令和3年度は、新たな基本構想のスタートの年度として、これまで取り組んでまいりま

した本市の課題に引き続きしっかりと取り組みます。また、これまで着手できていなかった懸案事項にも新たに組み込んでまいります。

令和3年度の一般会計の歳入歳出予算規模は、155億6,357万7,000円でございます。継続して進めていた本庁舎耐震改修事業、大竹会館改築等事業等の完了により、前年度と比べ12.5%の減となっております。

この予算規模の前提となる歳入の見込みでございます。

市税収入は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、前年度比4.3%の減少を見込んでおります。地方交付税と臨時財政対策債は、市税の減少等による増加を見込んでいます。市債は普通建設事業費の減少により、前年度比50.3%の減少を見込んでおります。

それでは一般会計の主な事業につきまして、幾つかの事業を説明いたします。

まず、継続事業としまして、市立保育所等整備事業、大竹駅周辺整備事業、晴海臨海公園整備事業、防災対策事業に、引き続き取り組みます。

市立保育所等整備事業は、子育てしやすいまちづくりを進めるため、本庁舎敷地内に2つの公立保育所を統合移転するとともに、子育て支援関連施設を整備します。令和4年度の開設に向け、令和3年度は建設工事を行います。

大竹駅周辺整備事業は、令和4年度末の橋上駅の開業と自由通路の完成、令和5年度末の東西広場の完成に向け、自由通路や橋上駅の本体工事を引き続き行います。

そのほか晴海臨海公園整備事業も、継続して行います。

また、災害に強いまちの実現に向けた防災への取り組みといたしましては、立戸地区の浸水対策事業、一般河川（水路）浚渫事業も継続して取り組みます。

新規事業といたしましては、阿多田島と小方港を結ぶ離島航路の確保・維持のため、市が運航事業者に代わってフェリーの新船建造を行います。令和5年度からの就航を予定しています。

また、大竹小学校の児童と大竹中学校の生徒が共同で使用する新たなプールを小学校に整備するための設計を行います。

続いて、学校教育のICT支援への取り組みです。

令和2年度に小学校、中学校の児童生徒に1人1台整備した学習用タブレットを活用した事業、家庭でのオンライン学習を進めていきます。学校へのICT支援員の配置、通信環境が整備されていない世帯への機器の貸し出しを行います。また、教育の格差を生まないために、就学援助世帯等へ家庭でのオンライン学習の際、必要となる通信費の一部を助成いたします。

公営企業会計を除く特別会計は、7会計の合計で68億9,998万8,000円と、前年度比で2.7%の減となっております。国民健康保険特別会計では、県全体で保健事業を推進する体制を整えていく中で、本市では生活習慣病の早期発見・早期治療、重症化の予防を積極的に進めるため、引き続き特定健診及び全てのがん検診を受診する方の自己負担額を無料にいたします。

土地造成特別会計の健全化のため、引き続き一般会計から従来の土地造成特別会計への繰り出しに加え、大竹工業団地及び小方ヶ丘団地からの税収の約4分の1を繰り出します。

介護保険特別会計では、大竹市第8期介護保険事業計画に基づき、介護サービスの充実を進めるとともに、住まい・医療・介護、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムのさらなる推進を図り、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援いたします。

地方公営企業法の適用を受けます水道事業会計、工業用水道事業会計、公共下水道事業会計の、3公営企業会計でございます。

水道事業会計は、支出予定総額を13億3,331万5,000円と見込み、防鹿水源地ろ過池の改良や、配水管改良事業等を予定しています。

工業用水道事業会計は、支出予定総額を9億7,861万円と見込み、送水ポンプ高圧ケーブルの更新事業等を予定しています。

公共下水道事業会計は、支出予定総額を20億4,605万6,000円と見込み、小島雨水排水ポンプ場の電気機械設備改築更新事業等を予定しています。

冒頭にも申しましたが、どんな大きな事業であろうとも、30年、50年かけてもやり遂げること、一步ずつの前進こそが大切だと思っています。

日本の経済環境が急に改善することはない、さらに新型コロナウイルス感染症対策により、行政の財政状況はますます厳しくなっていくと思います。その中でも、よいまち大竹、誇りに思えるまち大竹を実現できるよう、先を見据えて、今やるべきこと、やれることにしっかりと取り組み、進めてまいります。

以上、誠に簡単でございますが、当初予算案の概略の説明といたします。

続きまして、諮問第1号、議案第12号及び議案第21号につきまして、一括して説明を申し上げます。

初めに、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について説明を申し上げます。

令和3年6月30日で現在の任期が満了となります人権擁護委員の前安井美千子氏を、引き続き候補者として法務大臣に推薦しようとするものです。推薦に当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

前安井氏は、平成26年4月から少年補導協助手として、また、令和元年6月からは大竹地区保護司として活動されており、人望も厚く、地域の実情にも精通しておられます。人権擁護委員としては平成24年7月から活動されておりますが、任期満了に当たり、前安井氏が引き続き適任と考えますので、候補者として推薦しようとするものでございます。

続きまして、議案第12号教育長の任命の同意について説明を申し上げます。

教育長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有する者のうちから任命することとなっております。

現在、教育長に任命しております小西啓二氏が令和3年3月31日をもって任期満了となります。小西氏は、経験・人格・識見とも教育長として申し分ない方でございますので、引き続き任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、市議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案第21号大竹市まちづくり基本構想の策定について説明を申し上げます。

平成23年に策定いたしました第五次大竹市総合計画が、令和2年度末で終期を迎えます。そこで、新たなまちづくりの計画として、大竹市まちづくり基本構想を策定いたします。

大竹市まちづくり基本構想は、本市におけるまちづくりの基本理念として、おおむね30年後を想定しつつ、終期を定めずに本市が目指し、実現したい幸せなまちの将来像を示すものであり、策定に当たって、大竹市まちづくり基本構想等策定条例第4条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、本構想は、アンケートや市民ワークショップなどを通じて、広く市民の皆様から御意見をいただくとともに、本市の附属機関である大竹市まちづくり基本構想策定審議会において御審議いただき、答申を得たものでございます。

本構想のキャッチフレーズは「笑顔・元気♥かがやく大竹」でございます。第五次大竹市総合計画の将来像を引き継ぎながらも、新たにキャッチフレーズの真ん中についてハートに示されるように、まちに対する市民の皆様の愛着心を力に変えて、人もまちもさらにかがやく未来の大竹を実現し続けようという想いを込めたものでございます。

次に、かがやく未来の大竹にあふれている幸せの姿を、未来にあふれる8つの幸せとして示しています。これらは現在のまちのよさや、市民の皆様が感じている幸せを守り、より高めていくために、何十年先の未来でも実現していきたいまちの姿でございます。

次に、これらの幸せの実現に向けたまちづくりの理念が、幸せづくりの未来宣言でございます。先人たちが築き、残してくれたこの大竹を、さらに幸せ感の高いまちとして未来へ引き継ぐための決意として、大竹市民憲章などを踏まえた3つの宣言を掲げております。

そして次に、分野別取組宣言です。幸せづくりの未来宣言に基づき、教育・文化、産業・雇用、生活・環境、安全・安心、健康・福祉、自治・行政運営の各分野で、こんなまちをつくろうという目指すまちのあり方を示したものでございます。このうち自治・行政運営の分野は、各分野でのまちづくりを後押しする力として、位置づけております。

本構想に基づき、まちづくりの具体的な方向性を定めた中期計画である大竹市まちづくり基本計画では、この分野別取組宣言における分野ごとに、取組の方向性を定め、施策を展開してまいります。

なお、本構想は、これまでも議員の皆様にご説明申し上げてまいりましたように、市民の皆様にご親しみを持っていただき、実現したい未来の幸せなまちの姿を市民の皆様と共有できるよう、イラストを中心としたレイアウトによる絵本のような計12ページの冊子として作成し、全戸配付いたします。

また、本構想の策定を出発点として、まちの未来を一緒に考えながら、市民の皆様と行政が一体となってまちづくりを進めていくために、様々な機会を捉えて周知を図ってまいります。

以上で、諮問第1号、議案第12号及び議案第21号の説明を終わります。よろしく御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） この際、お諮りします。

ただいま議題となっております令和3年度各会計予算11件の議事についてはこの程度にとどめ、次の本会議に議事を継続いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって令和3年度各会計予算11件の議事は、次の本会議に継続することに決しました。  
諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について、これより質疑に入ります。  
質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。  
本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いま  
す。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。  
これより討論に入ります。  
討論の通告は受けておりませんが、討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。  
諮問第1号を採決いたします。  
本件は異議ない旨を答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は異議ない旨を答申することに決しました。  
議案第12号、教育長の任命の同意について、これより質疑に入ります。  
質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。  
本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いま  
す。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。  
これより討論に入ります。  
討論の通告は受けておりませんが、討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

議案第12号を採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、議案第12号はこれに同意することに決しました。

それでは、ただいま任命の同意をすることに決しました方から御挨拶がございます。

大竹市教育長に引き続き就任されます、小西啓二氏でございます。

〔教育長 小西啓二 登壇〕

○教育長（小西啓二） おはようございます。教育長の任命に御同意をいただきました、小西でございます。

その職責の重さに、今、身が引き締まる思いでございます。今、コロナ禍によって、社会は大きな転換を迎えております。こんなときだからこそ、人のつながりを大切に、人の輪を広げ、ともに生きていく。そういうことをしっかりと信念に持ちながら仕事のほうを進めてまいりたいと考えております。

これまでの2年間の経験を生かし、「笑顔・元気♥かがやく大竹」の実現に向け、学校教育の充実、生涯学習のさらなる推進のために懸命に努力をしてみたいと考えております。

議会の皆様方のこれまで以上の御支援をいただくことをお願い申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。よろしく願いをいたします。ありがとうございました。

○議長（細川雅子） 議事を続行いたします。

議案第21号、大竹市まちづくり基本構想の策定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議案第21号は総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第17～日程第23〔一括上程〕

報告第 1号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更：大竹会館改築等工事（建築主体工事））

報告第 2号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更：大竹会館改築等工事（電気設備工事））

議案第15号 大竹市漁港管理条例の一部改正について

議案第22号 工事施行協定の変更について

議案第23号 大竹市弥栄周辺広場の指定管理者の指定について

議案第27号 市道路線の廃止及び認定について

議案第32号 広島圏都市計画大竹市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する

### る条例の一部改正について

○議長（細川雅子） 日程第17、報告第1号専決処分の報告について（工事請負契約の変更：大竹会館改築等工事（建築主体工事））から、日程第23、議案第32号広島圏都市計画大竹市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正についてに至る7件を、一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

建設部長。

[建設部長 山本茂広 登壇]

○建設部長（山本茂広） 報告第1号、報告第2号、議案第15号、議案第22号、議案第23号、議案第27号及び議案第32号につきまして、一括して説明を申し上げます。

初めに、報告第1号及び報告第2号の専決処分の報告について説明を申し上げます。

本件は、令和元年9月27日に議会の議決を得た大竹会館改築等工事（建築主体工事・電気設備工事）の請負金額を変更することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、令和3年1月6日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

本工事の概要について説明させていただきます。

大竹会館は、旧館、新館及びアゼリアホールを合わせた複合施設でございますが、旧館の老朽化により、旧館と新館を新会館としてアゼリアホールに連結して建設し、合わせてアゼリアホールの機械設備と電気設備の更新などの改築工事を行っているものでございます。

工事は令和2年度末の施設の一部利用開始に向けて進めておりましたが、主にアゼリアホールの改修において工事着手後、当初想定していた仕様を変更せざるを得ない状況が生じたため、設計変更するものでございます。

まず、報告第1号の建築主体工事につきましては、アゼリアホールの倉庫と会議室の屋根部分から雨漏りが発覚したことによる防水工事の追加、会館の敷地周りの水路の床板工事の施工方法の変更等により、工事金額が増加することとなったものでございます。

これらの変更に伴いまして、当初の請負金額9億5,370万円から924万8,800円を増加する変更請負契約を締結したものでございます。

次に、報告第2号の電気設備工事につきましては、アゼリアホール玄関の空調設備を3台改修予定でありましたが、1台は改修しても機能が確保できないということが判明しましたので、残り2台の空調設備の能力を上げる必要が生じたため、仕様変更したこと等により、工事金額が増加するものとなったものでございます。

これらの変更に伴いまして、当初の請負金額2億4,860万円に232万6,500円を増加する変更請負契約を締結したものでございます。

続きまして、議案第22号工事施行協定の変更について説明を申し上げます。

本件は、平成30年9月19日に議会の議決を得た、大竹駅構内青木踏切改良工事の変更協定を締結することにつきまして、負担金額が1億5,000万円以上の工事の完成を目的とする協定を変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工事の内容について改めて説明させていただきます。

踏切長19.2メートルを15メートルに短縮するとともに、踏切幅8メートルから10.5メートルに拡幅し、両側に歩道を整備することで車道と歩道を明確に区分し、踏切内をフラットに改良したものです。

また、踏切の栄町側において、一部用地を買収し、側道との段差解消のための階段及びスロープを整備し、工事完了したものでございます。

変更協定の概要でございますが、施工コスト縮減ができたことで、工事費が減額となったものでございます。

これらの変更に伴いまして、当初の市負担額1億7,507万1,000円を、1億5,614万6,006円に減額し、変更協定を締結するものでございます。

続きまして、議案第23号大竹市弥栄周辺広場の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

大竹市弥栄周辺広場は、大竹市弥栄周辺広場設置及び管理条例に基づき、株式会社やさかを指定管理者として、施設の管理運営を行ってまいりました。株式会社やさかは、弥栄湖周辺施設等の管理運営を目的として、大竹市、岩国市、民間が3分の1ずつの出資をした法人であり、岩国市が管理する施設と一体的に施設の効率的な活用及び適正な管理を行っております。

株式会社やさかの指定期間は、令和3年3月31日までとなっておりますので、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間につきまして、引き続き株式会社やさかを指定管理者として指定し、施設の適正な管理運営と利用者サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、議案第27号市道路線の廃止及び認定について説明を申し上げます。

最初に、油見17号線は、周辺の道路改良に伴う路線の整合を図るため、終点の変更を行うものでございます。このため、現在の路線を廃止し、新たに路線認定しようとするものでございます。

次に、晴海14号線は、晴海臨海公園の施設内道路として使用されており、今後も市道として使用する予定はないことから、市道認定を廃止するものでございます。

次に、油見22号線、本町7号線、本町8号線、新町20号線及び西栄23号線の道路につきましては、宅地開発によって生じた道路が既に公衆用道路として本市に帰属されているため、市道路線として認定しようとするものでございます。

最後に、玖波40号線につきましては、本年度、民間事業の宅地開発によって生じた道路で、公衆用道路として本市に帰属されましたので、市道路線として認定しようとするものでございます。

続きまして、議案第15号大竹市漁港管理条例の一部改正について説明を申し上げます。

このたびの改正は、広島県が策定した放置艇解消のための基本方針に従い、市管理の漁港においてプレジャーボートの係留を目的とする小型船舶用泊地等の目的外使用を制度化するものでございます。

広島県は太平洋や日本海のような外海ではなく、穏やかな瀬戸内海に面し、小型船舶の係留が容易である静穏な海域が多いことが誘因となって、県内の水域では、プレジャーボートの放置艇が多数存在しており、現在、市管理の漁港においても、86隻の放置艇を確認しております。

放置艇解消のための具体的な方法ですが、漁港内において漁業活動及び周辺環境等の保全に支障が生じない範囲において、水域施設を小型船舶用泊地等に指定し、今ある放置艇を係留許可艇へと転換させていくものでございます。

なお、使用料についてでございますが、広島県管理の漁港と同じように、船舶の長さ1メートルにつき1月当たり300円とし、徴収開始時期についても同様に、令和5年4月1日から徴収するものとしております。

最後に施行期日でございますが、令和3年4月1日からとしております。

続きまして、議案第32号広島圏都市計画大竹市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について説明を申し上げます。

本市で定めている地区計画のうち、晴海地区地区計画及び晴海工業地区地区計画の一部の内容を変更するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容につきましては、地区計画内における建築物の制限に関するものでございます。

まず、晴海地区地区計画につきましては、宿泊ができる民間の美術館の建設計画に当たり、区域内の地権者から都市計画提案制度を活用した都市計画変更の提案を受け、晴海2丁目地区を晴海2丁目A地区、晴海2丁目B地区に分割し、晴海2丁目B地区について、一部建築物の規制を解除するものでございます。

具体的な内容につきましては、これまで建築してはならない建物として定めた、建築基準法別表第2（に）第4号に掲げる建築物の規定を削除するものでございます。

次に、晴海工業地区地区計画につきましては、広島県が隣接する大竹港臨港地区の分区変更を行い、一部緑地を分譲（貸付）する計画を示しました。

このことを受け、大竹市では晴海工業地区地区計画の区域を追加することに当たり、快適な歩行空間を確保するため設けている「建築物の外壁等の面の位置の制限」の内容の整理が必要となったものでございます。

具体的な内容としましては、歩道を有していない道路境界線においては、「建築物の外壁等の面の位置の制限」による規制が適用されないよう、「ただし、歩道を有しない道路境界線を除く。」旨の文言を追加するものでございます。

この条例の施行日でございますが、広島県が告示します広島圏都市計画臨港地区（大竹港）の分区の変更と同時とする必要がございますから、令和3年3月29日としております。

以上で、報告第1号、報告第2号、議案第15号、議案第22号、議案第23号、議案第27号及び議案第32号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本7件のうち、報告第1号及び報告第2号は、報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

議案第15号から議案第32号に至る5件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第24～日程第28〔一括上程〕

認 第 1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度大竹市一般会計補正予算（第12号））

認 第 2号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度大竹市一般会計補正予算（第13号））

認 第 3号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度大竹市一般会計補正予算（第14号））

議案第28号 令和2年度大竹市一般会計補正予算（第15号）

議案第29号 令和2年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（細川雅子） 日程第24、認第1号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度大竹市一般会計補正予算（第12号））から日程第28、議案第29号令和2年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に至る5件を一括議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

副市長。

[副市長 太田勲男 登壇]

○副市長（太田勲男） 認第1号から認第3号まで、議案第28号及び議案第29号につきまして、一括して説明申し上げます。

初めに、認第1号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度大竹市一般会計補正予算（第12号））の説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る予防接種ワクチンの接種体制を速やかに整備するために、予算措置が必要となりました。このため地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年1月12日付で専決処分しましたので、御承認をお願い申し上げます。

専決した補正予算は、歳入歳出予算の総額に593万7,000円を追加し、予算総額を215億7,839万6,000円としたものでございます。

補正予算の内容につきましては、歳出において第4款衛生費に会計年度任用職員報酬66万円、職員手当121万4,000円、印刷製本費174万1,000円等の事務費を計上し、歳入として新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金593万7,000円を計上するものでございます。

続きまして、認第2号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度大竹市一般会計補正予算（第13号））の説明を申し上げます。

参議院広島選挙区選出議員の当選無効による再選挙を実施するための予算措置が必要となりました。このため地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年2月10日付で専決処分しましたので、御承認をお願い申し上げます。

専決しました補正予算は、歳入歳出予算の総額に283万5,000円を追加し、予算総額を215億8,123万1,000円としたものでございます。

補正の内容につきましては、歳出において第2款総務費に会計年度任用職員報酬26万4,000円、職員手当105万円、消耗品費121万3,000円等を計上し、歳入として参議院議員選挙費県負担金283万5,000円を計上するものでございます。

第2表債務負担行為の補正は年度内に契約をする必要があるものについて、債務負担行為の追加をするものでございます。

続きまして、認第3号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度大竹市一般会計補正予算（第14号））の説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る予防接種ワクチンの接種体制を速やかに整備するため、予算措置が必要となりました。このため地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年2月17日付で専決処分しましたので、御承認をお願い申し上げます。

専決した補正予算は、歳入歳出の予算の総額に2億496万7,000円を追加し、予算総額を217億8,619万8,000円としたものでございます。

補正予算の主な内容につきましては、歳出において第4款衛生費に新型コロナウイルスワクチン接種業務に係る委託料8,472万円、接種に係る負担金1億474万2,000円等を計上し、歳入として新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金1億474万2,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金6,461万6,000円を計上するとともに、財政調整基金による財源調整を予定しているものでございます。

続きまして、119ページからの議案第28号令和2年度大竹市一般会計補正予算（第15号）について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ2億7,011万4,000円を追加し、予算総額を220億5,631万2,000円にするとともに、継続費、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正を予定しているものでございます。

内容を順に説明させていただきますが、説明の都合により135ページの歳出から御説明いたします。

まず、第2款総務費は、3億1,068万1,000円を増額するものでございます。主な内容といたしましては、旧穂仁原小学校校舎解体等工事1億4,800万円、国庫補助金等返還金として1,532万1,000円を計上し、ふるさと納税寄附金の決算見込みに合わせて、手数料及び積立金を減額するものでございます。

第3款民生費は、1億795万9,000円を減額するものでございます。主な内容といたしましては、市立保育所等整備工事の入札による不用額2億7,511万9,000円を減額するものでございます。

第4款衛生費は、436万1,000円を減額するものでございます。内容といたしましては、

新規事業として計上していました胃内視鏡検査事業が、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、関係機関との調整に時間を要し、事業実施に至らなかったため、減額するものでございます。

第6款農林水産業費は、200万円を減額するものでございます。主な内容といたしましては、工事の執行見込みに合わせて大迫谷尻線林地崩壊対策工事500万円を減額するものでございます。

第7款商工費は、2,708万4,000円を減額するものでございます。主な内容といたしましては、県が行う頑張る飲食事業者応援事業に係る負担金805万円を計上するものでございます。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止等のため実施した各支援策の事業費の見込みに合わせて調整するものでございます。

第8款土木費は、6,304万1,000円を増額するものでございます。主な内容といたしましては、大竹駅周辺整備事業に係る委託料及び物件補償費9,000万円、土地開発公社経営健全化補助金5,754万1,000円を計上するものでございます。また、今年度内に実施が困難となった市営住宅長寿命化事業等に要する経費を減額するものでございます。

第9款消防費は、12万1,000円を増額するものでございます。内容といたしましては、旧穂仁原小学校校舎解体に伴い、校舎屋上に設置している防災行政無線設備一式の撤去に要する経費を計上するものでございます。

第10款教育費は、3,767万5,000円を増額するものでございます。主な内容といたしましては、震災時の天井等の落下を防止するため、小方小学校の講堂にある、つり天井を改修するための工事請負費4,637万8,000円を計上するものでございます。

以上が歳出予算の概要でございます。

次に、131ページから、歳入予算につきまして御説明いたします。

第5款株式等譲渡所得割交付金及び第7款地方消費税交付金の各交付金につきましては、広島県からの決算見込み額の通知に基づいて、それぞれ補正予算措置をするものでございます。

第11款地方交付税は、普通交付税の額が確定いたしましたので、1億6,592万円増額するものでございます。

第15款国庫支出金は、歳出に計上しております事業に対する国庫補助金等を計上するものでございます。

第16款県支出金は、歳出に計上しております事業に対する県補助金等を計上するものでございます。

第17款財産収入は、570万5,000円減額するものでございます。主な内容といたしましては、令和2年度当初予算に計上しておりました御園第1公園用地売却に伴う土地売払収入が令和2年度と3年度の2カ年での収入見込みとなりましたので、減額するものでございます。

第18款寄附金は、ふるさと納税寄附金7,500万円を減額するものでございます。

第19款繰入金は、このたびの補正予算について市営住宅基金繰入金等を減額するものでございます。また、財政調整基金による財源調整などを予定しているものでございます。

第21款諸収入は、3億3,189万円を増額するものでございます。主な内容といたしましては、国道186号の拡幅に伴う旧穂仁原小学校等関係補償費3億6,254万円を計上するものでございます。

第22款市債は、歳出予算の事業の執行見込み等にあわせて4,474万9,000円を減額するものでございます。

123ページの第2表継続費の補正は、市立保育所整備等事業及び大竹駅周辺整備事業につきまして、事業計画にあわせて年割額等を変更するものでございます。

124ページの第3表繰越明許費の補正は、諸般の事情により年度内事業完了が見込めず、繰越措置をお願いするものでございます。

125ページの第4表債務負担行為の補正は、今後の業務に備えるため、入札などを事前に実施する必要があるものなどについて、債務負担行為の追加及び変更をするものでございます。

127ページの第5表地方債の補正は、このたびの補正予算において整理しております地方債について、追加及び変更するものでございます。

以上が、議案第28号令和2年度大竹市一般会計補正予算（第15号）の概要でございます。

続きまして、143ページからの議案第29号令和2年度国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ3,026万5,000円を追加し、予算総額を32億6,971万9,000円にするものでございます。

主な内容といたしましては、療養給付費2,300万円、療養給付費等負担金等返還金726万5,000円を計上し、歳入として普通交付金、財政調整基金繰入金及び前年度繰越金を計上するものでございます。

以上、認第1号から認第3号まで、議案第28号及び議案第29号の説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

認第1号から認第3号に至る3件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、本3件の一括討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、認第1号から認第3号に至る3件を一括採決いたします。

本3件を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本3件を承認することに決しました。

議案第28号は総務文教委員会に、議案第29号は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第29～日程第35〔一括上程〕

議案第13号 大竹市精神障害者医療費支給条例の制定について

議案第14号 大竹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

議案第16号 大竹市ひとり親家庭等医療費支給条例等の一部改正について

議案第17号 大竹市介護保険条例の一部改正について

議案第18号 大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

議案第25号 大竹市地域福祉会館の指定管理者の指定について

議案第26号 大竹市養護老人ホームゆうあいの里の指定管理者の指定について

○議長（細川雅子） 日程第29、議案第13号大竹市精神障害者医療費支給条例の制定についてから、日程第35、議案第26号大竹市養護老人ホームゆうあいの里の指定管理者の指定についてに至る7件を一括議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長兼福祉事務所長 豊原 学 登壇〕

○健康福祉部長兼福祉事務所長（豊原 学） 議案第13号、議案第14号、議案第16号から議案第18号まで、議案第25号及び議案第26号につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第13号大竹市精神障害者医療費支給条例の制定について説明を申し上げます。

本件は、精神障害者に対しまして医療費の一部を支給することにより、地域で安心して暮らせる環境を醸成するとともに、精神疾病や身体合併症の重症化予防等を図ることを目的として、本条例を制定しようとするものでございます。

それでは制度の概要を御説明します。

対象者は、精神障害者保健福祉手帳の1級かつ自立支援医療の精神通院医療受給者証の所持者でございます。医療費の支給につきましては、保険医療機関等の窓口でお支払いする通院に係る本人負担について、一部負担金等を除き、支給するものでございます。ただ

し、本人、配偶者または扶養義務者の所得が一定の額を超えた場合には、支給されません。また、入院に係る医療費につきましては、本制度の対象外でございます。

一部負担金は、保険医療機関等ごとに、1日につき200円でございます。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等において200円の一部負担金の支払いを4回行ったときは、その月のその後の期間内に、当該保険医療機関では支払いの必要はなくなります。

なお、本制度は、広島県福祉医療費公費負担事業費補助金交付要綱に新たに追加されず、精神障害者医療費公費負担事業の補助の対象となるものでございます。

施行期日は令和3年4月1日としております。

続きまして、議案第14号大竹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について説明申し上げます。

マイナンバーの利用に当たりましては、法に規定されているものを除き、各自治体において条例を制定し、その利用範囲を規定することとなっております。本件は、議案第13号の大竹市精神障害者医療費支給条例の制定に伴い、精神障害者に係る医療費の支給に関するマイナンバーの利用及びその利用範囲の規定を整備しようとするものでございます。

改正の内容でございます。まず、精神障害者医療費支給条例による医療費の支給に関する事務を、本市におけるマイナンバーの独自利用事務と位置づけるものでございます。

次に、庁内の部局間で特定個人情報の授受を行うことができるようにするため、その旨を規定するものでございます。

施行期日は令和3年4月1日としております。

続きまして、議案第16号大竹市ひとり親家庭等医療費支給条例等の一部改正について説明申し上げます。

本件も、議案第13号の大竹市精神障害者医療費支給条例の制定に伴い、大竹市ひとり親家庭等医療費支給条例、大竹市重度心身障害者医療費支給条例及び大竹市乳幼児等医療費支給条例においても、支給条件や文言等の統一を図るため、所要の改正をするものでございます。

改正の主な内容でございますが、各条例に規定する受給資格者について、修学のため市外に転出され、国民健康保険法第116条の規定により、本市の区域内に住所を有するとみなされ、本市国民健康保険被保険者である者を加えるものでございます。また、その他字句等の修正を行うものでございます。

施行期日は令和3年4月1日としております。

続きまして、議案第17号大竹市介護保険条例の一部改正について説明を申し上げます。

本件は、大竹市第8期介護保険事業計画の策定及び介護保険法施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容でございます。

まず、介護保険法第117条の規定に基づく、大竹市第8期介護保険事業計画の策定に伴い、令和3年度から令和5年度までの計画期間における介護保険料率について、本条例第4条第1項を改正するものでございます。

第8期の介護保険料は、世帯の中に市民税が課税されている方がおられましても、第1号被保険者本人の市民税が非課税で、前年の合計所得金額が80万円を超える方の階層、いわゆる基準額の階層を第5段階として、年間の保険料を5万8,620円と定めております。

その他の段階につきましては、世帯及び本人の課税状況、本人の所得等に応じ、第1段階から第11段階までの計11段階に区分しております。それぞれ基準額に一定割合を乗じて年間の保険料を算定いたしますので、基準額の改定に伴い、各段階の年間保険料を変更しております。基準額で比較した場合、第7期の6万372円に対し、1,752円の減少になっております。

合わせまして、消費税率引き上げに伴う低所得者対策として行われている介護保険料の軽減強化につきまして、第8期の介護保険料に対応したものとするため、同条第2項から第4項までの規定を改正するものでございます。

また、附則第11条に、平成30年度税制改正により給与所得控除及び公的年金等控除を10万円引き下げることにされたことにより、介護保険料や保険給付の負担水準等に関して、意図せざる影響や不利益が生じないように、介護保険法施行令が一部改正されたことに対応する旨を定めております。

最後に、附則でございますが、本条例の施行日を令和3年4月1日とし、施行日以後も、令和2年度以前の保険料については従前の規定を適用するとの経過措置を定めております。

続きまして、議案第18号大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について、説明を申し上げます。

令和3年1月に、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が交布されましたので、大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、大竹市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、大竹市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、及び大竹市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例について、基準等を改正するものでございます。

各条例の主な改正点としまして、5つございます。

1つ目は、介護人材の確保、介護現場の業務効率化及び負担軽減のための取り組みでございます。具体的には、各種人員配置基準の緩和、夜間対応型訪問介護における事業の一部委託や集約化を可能とすること。全サービス共通の項目として、ハラスメント対策を取ること。会議におけるテレビ電話の活用や諸記録において、電磁的な対応を認めるなどのICTの活用についての規定を設けるものでございます。

2つ目は、感染症や災害への対応力強化の取り組みでございます。具体的には、非常災害対策訓練において地域住民の参加を得られるよう努めることや、業務継続計画の策定についての規定を設けるものでございます。

3つ目は、地域包括ケアシステムの推進のため、全介護従業者に対する認知症介護基礎研修の受講を義務づける規定を設けるものでございます。

4つ目は、自立支援・重度化防止の取り組みでございます。具体的には、施設系のサービスにおいて、口腔衛生管理体制を整備することや、管理栄養士の配置を位置づけ、栄養管理を計画的に行う規定を設けるものでございます。

最後は、高齢者虐待防止の推進としまして、全サービスに共通して高齢者虐待を防止するための委員会や指針の策定、担当者の配置等を義務づけるものでございます。

なお、施行期日は令和3年4月1日でございますが、一部の規定については6カ月または3年の経過措置を設けることとしております。

続きまして、議案第25号大竹市地域福祉会館の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

大竹市地域福祉会館につきましては、平成30年4月から指定管理者制度に移行し、指定管理者として公益社団法人大竹市シルバー人材センターを当初から指定しております。このたび、令和3年3月31日をもって指定期間が満了することに伴い、新たに指定管理者の指定が必要となります。

選定に当たりましては、これまでの施設の管理運営業務の実績に加え、市民の生きがいづくりと支え合いに資する集いの場という当該施設の設置目的の達成には、高齢者の社会参加や居場所づくり、地域福祉活動を担う人材の育成等、誰もが地域福祉の担い手となる視点が重要であり、この点、大竹市シルバー人材センターが実施している事業の関連性が高いことなどを考慮すると、公益社団法人大竹市シルバー人材センターが適切であるため、引き続き令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間で指定期間とし、指定管理者に指定しようとするものでございます。

続きまして、議案第26号大竹市養護老人ホームゆうあいの里の指定管理者の指定について、提案理由の御説明を申し上げます。

大竹市養護老人ホームの管理運営については、平成18年度から指定管理者制度を導入し、指定管理者として社会福祉法人広島友愛福祉会を指定しております。このたび、令和3年3月31日をもって指定期間が満了することに伴い、引き続き社会福祉法人広島友愛福祉会を指定管理者として指定しようとするものでございます。

社会福祉法人広島友愛福祉会は、大竹市養護老人ホームゆうあいの里に隣接した特別養護老人ホーム、ゆうあいホームを運営しており、介護・福祉サービスの質を高めながら事業運営の効率化を図り、経営基盤の強化を図っております。

また、当施設は特定施設入所者生活介護の指定を受けており、利用者本位、自立支援、生活の質の向上、家族介護者支援を方針として、運営に取り組んでおります。

指定期間につきましては、大竹市養護老人ホーム設置及び管理条例において、福祉制度における健全かつ適正な処置等の確保を図るため、複数年指定することで制度のメリットを生かし、よりよい管理運営ができると判断して、5年間としております。

以上のことから、社会福祉法人広島友愛福祉会を令和3年4月1日から令和8年3月31日までの期間、大竹市養護老人ホームの指定管理者として指定するものでございます。

以上、議案第13号、議案第14号、議案第16号から議案第18号まで、議案第25号及び議案第26号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

げます。

- 議長（細川雅子） これより一括質疑に入ります。  
質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
ただいま議題となっている本7件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第36 議案第24号 大竹市総合福祉センターの指定管理者の指定について

- 議長（細川雅子） 日程第36、議案第24号大竹市総合福祉センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。  
なお、本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、8番、北地議員には退席を願っておりますので、御了承願います。  
提案者に提案理由の説明を求めます。  
健康福祉部長。

〔健康福祉部長兼福祉事務所長 豊原 学 登壇〕

- 健康福祉部長兼福祉事務所長（豊原 学） 議案第24号大竹市総合福祉センターの指定管理者の指定について説明を申し上げます。

大竹市総合福祉センターにつきましては、平成18年4月から指定管理者制度に移行し、指定管理者として社会福祉法人大竹市社会福祉協議会を、過去5回指定しております。このたび、令和3年3月31日をもって指定期間が満了することに伴い、新たに指定管理者の指定が必要となります。

選定に当たりましては、これまでの施設の管理運営業務の実績に加え、市民の福祉の増進を図るための在宅福祉推進の拠点となるという当該施設の設置目的の達成に、大竹市社会福祉協議会が実施している事業の関連性が高いことなどを考慮すると、社会福祉法人大竹市社会福祉協議会が適切であるため、引き続き令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間で指定期間とし、指定管理者に指定しようとするものです。

以上で、議案第24号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（細川雅子） これより質疑に入ります。  
質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
議案第24号は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第37 議案第19号 大竹市墓地使用条例の一部改正について

- 議長（細川雅子） 日程第37、議案第19号大竹市墓地使用条例の一部改正についてを議題

といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

〔市民生活部長 三原尚美 登壇〕

○市民生活部長（三原尚美） 議案第19号大竹市墓地使用条例の一部改正について御説明をいたします。

改正点は2つございます。

1つ目は、令和3年2月に完成した墓地を市営白石墓苑として定める改正です。この墓地は国土交通省が実施する広島西部山系直轄砂防事業、白石地区の支障となる墓地の移転先として、公共補償により造成いたしました。条例には、新設された墓地の名称、位置及び使用料を新たに規定するものです。

2つ目は、大竹市営立戸墓苑の一部の区画の使用料を減額する改正です。市営立戸墓苑は、使用開始から26年が経過しておりますが、上段部に空き区画が目立ちます。少しでも使用を促進したいとの思いから、当該区画の使用料を20%減額しようとするものでございます。

最後に、本条例の施行期日は令和3年4月1日としております。

以上で、議案第19号の説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第19号は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第38 議案第20号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

○議長（細川雅子） 日程第38、議案第20号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

総務部長。

〔総務部長 中村一誠 登壇〕

○総務部長（中村一誠） 議案第20号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について御説明を申し上げます。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定に基づき、学校や医療機関などへの距離が遠く、交通条件や自然的条件などに恵まれない山間地、離島などの地域において、市町村が公共的施設を整備するに当たって定める総合的な整備に関する財政上の計画でございます。

この総合整備計画に基づいて実施する公共的施設の整備に必要な経費については、

同法の規定により、地方債をもって財源とすることができるなど、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の是正を図ることを目的に、財政上の特別措置が講じられています。

阿多田地区と小方地区を結ぶ定期航路の運航を担うフェリーが、就航から16年経過し、老朽化していることから、唯一の生活航路を維持し、地区住民の生活の安定を図るため、現在、フェリーの整備更新に向けた準備を進めております。

その財源といたしまして地方債の活用を考えており、フェリーの整備に関する総合整備計画を策定するものでございます。

本計画の策定に当たって、同法第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で、議案第20号の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第20号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第39～日程第40〔一括上程〕

議案第30号 令和2年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第2号）

議案第31号 令和2年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（細川雅子） 日程第39、議案第30号令和2年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第2号）及び日程第40、議案第31号令和2年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第3号）の2件を一括議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

上下水道局長。

〔上下水道局長 古賀正則 登壇〕

○上下水道局長（古賀正則） 議案第30号及び議案第31号につきまして、一括して説明を申し上げます。

初めに、議案第30号令和2年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第2号）について、説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、企業債償還金の増額を行うものでございます。旧第2期工業用水道の建設に際しまして、事業の財源として、平成6年度から平成8年度にかけて、受水予定企業から縁故債を借り入れています。工業用水道事業会計の資金繰りについて一定のめどが立ったことから、このたび、償還完了まで複数年ある企業と協議を行い、今年度予定していた企業債償還金の返済後の残額を一括して繰上償還することについて、承諾が得られました。このことから、企業債償還金について繰上償還予定額7,737万1,000円を増額

し、資本的支出の総額を5億7,039万円とするものでございます。

続きまして、議案第31号令和2年度大竹市公共下水道事業会計補正予算(第3号)について説明を申し上げます。

このたびの補正予算は国の令和2年度補正予算(第3号)の成立に伴うもので、資本的収入中、補助金の増額及び資本的支出中、建設改良費の増額を行うものです。

具体の事業としましては、大竹第1排水区内の河川・水路内における豪雨時の内水ハザードマップの作成業務及び、小島潮遊池地内の小島雨水排水ポンプ場、小島合流中継ポンプ場等における津波、小瀬川の氾濫等による被害想定や、対策の基本構想作成業務を実施するものです。

資本的支出の建設改良費を3,250万円増額し、資本的支出の総額を7億7,589万3,000円とし、その財源として資本的収入の補助金を1,625万円増額し、資本的収入の総額を5億9,461万9,000円とするものでございます。

これらの事業は令和3年度当初予算を想定していましたが、国の令和2年度補正予算(第3号)の成立に伴い、今年度に前倒して予算化しようとするものでございます。

また、この資本的収入及び支出の補正に伴い、業務の予定量の主要な建設改良費を増額しようとするものです。

なお、今回の補正予算による事業は、令和3年度に繰り越して実施する予定であり、予算の繰越しにつきましては来年度に別途報告させていただきます。

以上で、議案第30号及び議案第31号の提案説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長(細川雅子) これより一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(細川雅子) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっている本2件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第41 令和3年陳情第1号 住民の為の正常な議会を求める陳情

○議長(細川雅子) 日程第41、令和3年陳情第1号住民の為の正常な議会を求める陳情を議題といたします。

陳情の要旨の朗読を省略いたします。

令和3年陳情第1号は、会議規則第141条第1項のただし書きの規定により、委員会への付託を省略いたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告を受けておりますので、発言を許可いたします。

山崎議員。

○13番(山崎年一) 13番、山崎です。

先日、2月24日でありましたか、議会運営委員会が開催されました。その席で私どもの

会派の代表であります日域議員から質疑が出されました。その内容といたしますのは、今回の議案の核心部分でありますところの、西村議員の発言の中で、自らが求めた削除部分は6文字であったという指摘がなされました。

そのことについての質疑と、もう1点は議事録を削除されたのは、当日は、細川議長の不信任案の審議でありまして、細川議長は除斥をされて、副議長が議長席に座られ、議長としての役割を果たしておられました。

そこで西村議員から提案があって、削除要求が寺岡副議長に対してあったわけでありませんが、今回の削除が273文字にも及んでおる、西村議員の発議は6文字であったとおっしゃっているわけですが、実際の議事録の削除は273文字に及んでおるということの中で、非常に今回の陳情の核心部分でありますから、しっかりと審議を深めたいという意味で質疑をなされたと思うわけでありまして、そのことについての質疑は認められなくて、そこで決められたのは即決という方法であったように思うわけでありまして。

今回、再三再四にわたって谷和住民の皆さんから陳情が出されておる、請願が出されておるといふのは、議会の審議に住民の皆さんが納得をされていないから、こうして何度も陳情や請願が出されておるんだらうと思うわけでありまして。そういったことにおいては、きちんと議会としても審議をし、陳情者に納得をしていただけるような、やっぱり議会としての取り組みが必要であったと思うわけでありまして。

そういった意味では、先ほどの6文字削除の提案、あるいは273文字削除された、あるいは、寺岡副議長が当日の議長でありますから、この問題の削除の中心にあるべきであったものが、そうではなくて実質的には細川議長が今回の削除の演出者になっておられると私どもは映るわけでありまして。

そうしたことへの真相究明ということであったと思うんでありますが、なぜこの事実についての質疑あるいは討論が深められなかったのかということについて、誠に僭越でございますが、当日の議会運営委員長の思いをお伺いできたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（細川雅子） 議会運営委員長に思いをお尋ねしたいということでしょうか。

児玉議員。

○12番（児玉朋也） 議会運営委員会の中でも申しましたけど、この件は1月13日の議会運営委員会での協議の中で、紹介議員含め皆さんとの協議の中でも納得していただいております。私は確信して言ったままでございます。その上で市民の皆さんに回答させていただいて、議会だよりなりホームページなりにいろいろ載せていただいたわけでございます。それと同じ内容の陳情のために今回即決が妥当だと、そのときに思いました。

以上です。

○議長（細川雅子） 山崎議員。

○13番（山崎年一） 議会運営委員長のおっしゃること、ある程度理解はできます。ただ、今回の陳情というのは、先ほどの陳情要旨の朗読を省略された関係で、なかなか明らかにされていないという状況であります。谷和住民の皆さんの、住民の為の正常な議会を求める陳情、これは2月17日に提出されたものであります。この中で陳情項目として挙げ

られているのは、1番目としてホームページの議事録を議会の採択どおり、隠しのない透明な議事録にする事。

2番目に、「陳情項目にお答えします」の文書に谷和の主張を載せて再配付するか、または議会で、きちんと谷和の主張も認めた発言をする事。この2項目が今回の陳情書の内容でありますから、今までの陳情、請願とは中身が全然違うわけであります。なぜなら今まで陳情を出された中で、谷和の皆さんが十分納得できるような審査がされてなかったということの中で、今回、陳情を出されたわけです。

ちなみに前回、令和2年の陳情あるいは請願で見えますと、令和2年11月24日に出された陳情書の件名は、議会基本条例に遵守して陳情書の再審議をお願いする陳情でありました。

この中には、問題点がいろいろ記してありますが、陳情項目は1項として、議会基本条例をしっかり守ることを誓うこと。2項として、大竹谷和大規模太陽光陳情書を議会基本条例に沿って再審議して、広島県に対して大竹市議会として「以下の3つの理由で建設場所にふさわしくない」と意見書を送ること。この2項目でありましたから、今回の陳情書とは全然中身が違うわけであります。

ですから、そういった意味においては、私は住民の陳情に対して、議会としてしっかり応える必要があるのではなかろうかということで、こういった質疑をしたわけであります。

このように、陳情の中身が私は違うと思うのでありますが、この陳情がほぼ似たようなもんだという判断のようではありますが、その似たようなもんだという判断になった根拠についてお伺いをしたいんでありますが、よろしくお願ひいたします。

○議長（細川雅子） 本会議で即決というのは、議会運営委員会で決めたことでございます。議会運営委員会のほうで議事のほうをしっかりと聞いていただければと思っただんですけども、山崎議員、どなたに質問されていますか。

山崎議員。

○13番（山崎年一） 今の質疑は、どなたでも結構でございます。別に私は答弁すべき人が答弁していただければいいと思うんでありますが、陳情書の中身が全然違うわけです。もう一度言いますね。今回の陳情書が、前回出された陳情書、あるいは請願書と、今回の陳情書は中身が違うわけである。ですから議会としては即決ではなくて、やっぱりしっかりと審議し、住民にお答えを出してあげるべきだと、これが議会としての取るべき道だろうと思うわけです。それを即決という結論を出されたということについて、なぜこういう結論になるのかということをお伺いしたいんであります。

○議長（細川雅子） 児玉議員。

○12番（児玉朋也） 山崎議員おっしゃられましたけど、これは考え方の違いでございます。私たちがこの請願、陳情いろいろ見てまいりましたけど、全く同じ文章が書いてあるとしか、私たちには読めないのです。1月13日の議会運営委員会でも時間を取りまして、紹介議員と十分お話をした結果、紹介議員も、こういう方法であれば私たちはオーケーですよ、いいですよという了解をいただきました。それで議会運営委員会において、結論を出したわけでございます。

そういう経過がありまして、私たちは今回出された陳情も同じと考え、即決でよろしいんじゃないかと、そういうことを私は考えております。それは妥当と思っております。

○議長（細川雅子） 山崎議員、3回目です。

○13番（山崎年一） 私は、令和2年11月24日に出された請願の紹介議員であります。この請願に対することについて議会だよりにリーフレットを出すということについては、この「請願事項にお答えします」の最後の文書、ページを入れるということであったと思います。

このことについて、議員が納得したから請願者も納得しとるということではないと思います。私も、このリーフレットの配付について納得したということについては、別に否定はいたしません。入れられることについては議長権限で入れられるということでありますから、それ以上私どもが反対しても、議長がやるという以上はどうしようもないわけですから、そのことについては了解をいたしました。

ただ、今回の審査は、陳情の審査です。住民が議会に対して要望したことでありますから、やっぱりしっかりと答えるべきだと私は思います。そういったことで、これ以上議論してもなかなか難しいかと思しますので、一応私の意見を述べさせていただいて、質疑は終わります。

○議長（細川雅子） 山崎議員、請願にお答えしますの2月の市議会広報と併せて出させていただいたリーフレットは、議長が出したのではなく、議会運営委員会で決めていただいて出したものですので、そのように訂正させてください。

他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告を受けておりますので、発言を許可します。

山崎議員。

○13番（山崎年一） お伺いをしたいんですが、ここでの討論は陳情書に対する賛否を問う討論でしょうか、それとも即決に対する討論でしょうか。即決に対しての提案はあったけれども、じゃあそれやったら即決で、議場で認められたということにはなっていないように私は思うんですが、そこを確認させてください。

○議長（細川雅子） 陳情に対する採択、不採択の討論でございます。

山崎議員。

○13番（山崎年一） それでは私は、陳情を採択すべきとの立場で討論をさせていただきます。

実はここに谷和地区の住民の皆さんから、大竹市議会議長細川雅子様宛てに、1月22日に申し入れ書が出されております。大竹市「市議会だより」2月号に差し込む予定の文書を差し込み中止の申し入れ書ということでありまして、これは議長は受け取られたようでもありますから御存じだと思っておりますが、対象の文書として「請願事項にお答えしま

す」の件、令和元年12月定例会本会議会議録の公開。

問題点として、①大竹市議会令和2年12月定例会で、黒塗りの議事録を全て公開するように求めた請願は、全議員の賛成で採択されたにもかかわらず、議長の独断で非公開にするとのこと、市民感情に合わない。当然ホームページでも全公開するべきであり、この文書だけで済ませば、将来再び同じ問題が持ち上がるおそれがある。500人以上の請願書署名者は、議会の透明性を望んでいる。この文書は黒塗りにした理由を述べているが、言い訳でしかない。地方自治法第232条、第133条に該当しているとは思えない。当事者である議長が自分の発言に関して、大竹市議会会議規則第87条を持ち出すのは論外で、筋が違う。

②陳情書を要望書にしてほしいと言わないと、当事者である議長ら3議員が自己弁解を一方的に主張しているが、他方（谷和）の主張は書かれていない。公金を使うなら反論も載せるべきです。昨年の2月26日の谷和での総務文教委員会での席で、細川議長ら3人が陳情書を要望書にしてほしいと述べたことに対して、谷和自治会に確認を求められ、私たちは確認をしたと。当事者の西村議員はおられたが、反論はなかった。

③この文書は大竹市全世帯に公金で配付され、谷和の主張は自費で反論するしかなく、不公平。

④請願書を要望書に変えたい理由の説明がない。

⑤この文書を配付するなら、文書と一緒に谷和からの陳情書、請願書を全文掲載すべきである。陳情書、請願書、出された日付と名前が、名称が書いてあります。

⑥議会基本条例の根本精神である、住民に寄り添う回答になっていない。

上記問題等があるので、2月の市議会だよりも差し込まず、内容を再考して配付すべきだ。こういった申し入れ書が、議長に対してされております。

谷和地区の住民の皆さんは、会議録についてきちっとすべきだと。これは議員のみならず、市民からの素直な陳情項目であります。そういったことにおいては、例え議員が納得しても市民は納得していないということが明らかに示されておるわけであります。

その後、谷和地区住民が議長室を訪問されて、議長、議会事務局長立会いの下で、谷和地区の住民と話し合いを持たれたようであります。いろいろ議論があったようではありますが、当日テープを取らせてくれということで局長のほうから話があり、谷和住民の皆さんは了解をしてテープを取られたということではありますが、私は異常な事態になっておるんだろうと思いました。議長と住民が話し合いをするのに録音テープを持ち出さなければならぬ事態であります。少なくとも非常に残念な、こういった事態を早期に解決するという方法が今後取られるべきだろうと思います。

今回の陳情書、2月17日に提出の谷和住民の陳情書は、明らかに谷和住民の皆さんの姿勢が変わっております。この明らかに変わっておる姿勢というのが、陳情項目の2項であります。陳情項目にお答えしますの文書に谷和の主張を載せて再配付するか、または議会できちんと谷和の主張を認めた発言をすること。今まで全面的に議会に対してしっかりと開示するような陳情であったと思うわけではありますが、今回のこの陳情から読み取れる姿勢というのは、谷和の住民の皆さんも何とかこの問題を解決したい、そういった気持ちになっていらっしゃるんだと思うわけです。

そういったことで、ぜひ今後もこういったことについて、議会が少なくとも住民と対立するような状況は好ましくないと思いますので、早急に解決する必要があるということをお考えを伺います。

そういった観点からも、今回の陳情書、私は採択して、住民の取り組みにしっかりと応えるべきだというふうに、賛成討論とさせていただきます。

終わります。

○議長（細川雅子） 他に討論ございませんか。

山本議員。

○16番（山本孝三） 本来なら賛成、反対という順序で討論をするのが慣例なんですけど、今回の谷和地区の皆さんからの陳情については反対の討論がないので、私は一貫した、これまでと同じ立場での討論をさせていただきたいと思うんです。

この問題の根っこというのは、今回も触れておられますように、谷和地区での大規模なメガソーラーの開発事業をやることに賛成なのか反対なのかということから、問題が今日まで続いているわけですね。

それでメガソーラーについては、大竹市長を初め行政の皆さんも賛成と。議会も我々数名を除く多数は賛成と。これは今の政権党のエネルギーの再利用政策に基づく路線を認めた上で、賛成をされておると。ただ、詳しいことはおっしゃいませんが、端的には、既に県が許可したんだと。だから今さら大竹市議会が意見を述べようが、どうしようもないんだと。これが端的に言えば、メガソーラーの議会論議の過程での賛成の根拠になつとる。

しかし私は、事の発端は谷和地区での大規模なメガソーラー開発事業について、最初に出された陳情にもあるように、これから長く続く子供や孫、こうした皆さんの生活用水、飲料水が汚染されるという心配。下流の住民の皆さんが、思わぬ集中豪雨や災害によっての危険について心配をされていると、天然記念物のオオサンショウウオの生息も心配されておるといふことの陳情を踏まえて今日まで議論されましたが、先ほど申し上げましたように、今の政権党の自然エネルギー再生利用計画に基づく、そのことの評価の違い。具体的な実施の上での、何が何でも、もうけのためにやればいいのかという理屈にも見えるようなやり方をやっているじゃないですか。

隣の山口県の本郷地区や美和地区をまたがる、この大竹市よりかささらに3倍も大きなメガソーラーの開発事業をやっておりますよ。だからそこそこ踏み込んだ議論を我々はしっかりやった上で、住民の皆さんの安心・安全の将来への希望、そして、今求められている議会の役割を果たさそうじゃないかということ、繰り返し私自身も申し上げてきた。

しかしそれは、議会というのは多数の世界ですから、多数がそんなことを認められんということで採決すれば、少数意見は否決される。しかし、例え少数意見が否決されても、将来にわたる問題からすれば、多数だから常に正解だと、こういうことにはならんのです。それはこの歴史を見てもそうじゃないですか。

○議長（細川雅子） 山本議員、陳情についての討論をお願いいたします。

○16番（山本孝三） 討論です、討論です。

○議長（細川雅子） 陳情の内容に沿ってお願いいたします。

○16番（山本孝三） 時間制限までせんでもええじゃないね、あなた。

要するに谷和地区での大規模なメガソーラー開発事業には、住民の皆さんも多くの良識ある皆さんも賛成をされていないと。ここをきっちり踏まえて考えれば、今回の地元から出た陳情についてもそんなふうに採択をして、議会の求められるべき役割を果たすべきだと、こういうことを申し上げて、私の陳情採択すべきだという賛成の立場での討論に代えさせていただきます。

○議長（細川雅子） 議事の都合により暫時休憩いたします。

なお、再開は13時からといたしますが、討論についてですが、申し訳ありません、討論の通告を受けておりましたが、休憩後は通告をしておられる議員からの討論をお願いいたします。

以上で休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

1 1時56分 休憩

1 3時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（細川雅子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

陳情第1号の討論を続行します。

討論の通告を受けておりますので、発言を許可します。

4番、小中議員。

○4番（小中真樹雄） 発言通告書に従い、陳情採択に反対の立場から討論をさせていただきます。

令和3年陳情第1号は、2月号の議会だよりとともに配付された、「請願事項にお答えします」の問題点を指摘していますが、この問題の帰趨は、陳情者側が明らかな証拠となる録音データを提出していないことに尽きると思います。会派くろがねが昨年各戸配付した文書で、3議員の誹謗中傷を記述して名誉を棄損したのが、「請願事項にお答えします」を出すことになった要因ではないかと思います。

くろがね代表者の日域議員は、議会運営委員会で録音データなど明確な証拠はないと明言しています。本来なら、くろがねが訂正もしくはおわびを出してしかるべきだと思いますが、多分何も対応しないので、今回の処置が取られたと想定します。

先ほど公費云々という話が出ましたが、くろがね側がそういうことを主張するのであれば、あの事実無根の機関紙に政務活動費を支出するのはやめていただきたいと思います。

それと、本来「請願事項にお答えします」は4ページであると議長から説明を受けていましたが、これまでのいきさつを書いたくんだり2ページは、くろがね側に不都合となると思ったのか、議会運営委員会の密室協議で削除されてしまいました。私はとんでもないことだと思います。ガラス張りの議会運営という観点からは、言わば将棋や囲碁で言う、大悪手と言っていいと思います。

私は500人の署名より、1本の録音データのほうが、証拠物件として重いと思います。1本の録音データが重いのは、週刊文春のテープで窮地に陥った現政権を見ても明らかで

す。

さらに500人の署名について付言すれば、これはリコール事案とかではないために、筆跡鑑定や住民基本台帳との照合がなされた形跡がありません。どういうことかといいますと、1人が家族4人の全部名前を書いても、それは人数に数えられるということでありませぬ。そういう可能性が否定できないということを、私は言っておきたいと思ひます。

録音データなどの明白な証拠物件が提出されない以上、推定無罪の原則が適用されるのは明らかであり、現状の採択を認めるわけにはいきませぬ。これまで問題を中途半端な妥協で何とかしようとしたことが問題をこじらせた要因であると、私は考へます。自分が正しいと思つたことは、勝ち負けにかかわらず徹底的に戦うべきだと私は思ひます。

以上で私の討論を終わります。

○議長（細川雅子） 他にございませぬか。

3番、原田議員。

○3番（原田孝徳） 3番、原田です。

私は、採択すべきとの立場で討論をさせていただきます。

今、小中議員のほうから、録音データの話がありましたけれども、これは日域議員がおっしゃつたのは、令和元年9月15日の当日録音データがないというだけで、それ以外のものは、必要があれば出す用意はあると思ひます。

1月13日の議会運営委員会におきまして、請願に対する回答として、「請願事項にお答えします」という文書が配付・掲載されることになりまして、これはこれまでの議論にあつたとおりに思ひます。しかし、この文書の内容であるとか掲載の方法は、請願者並びに署名をされた500人以上の方々、市民に寄り添う姿勢が感じられない議会であるという不信感を与えてしまつたことにつきましては、議会として大変遺憾であると思ひます。

また、掲載の文書なんですけれども、ホームページ上を見ますとアスタリスクになっている会議録と、その「請願事項にお答えします」という文書が少しリンクしてないので分かりにくいということと、もちろんそのホームページを見られない方からすると、さらに不親切で分かりにくいものになっているとも感じますので、今回の陳情に関しては、議会運営委員会での決定事項というものを根本的に見直すということではなくて、それを尊重した上で、再度細部にわたって検討してもらいたいというような提言であると思ひますので、議会基本条例にありますように、市民に信頼される議会というものを目指す意味においても、お互いが歩み寄るための、また、理解し合うための議論がまだ必要ではないかと私は考へますので、そのような観点から、採択すべきという考へであります。

以上です。

○議長（細川雅子） 他に討論ございませぬか。

9番、西村議員。

○9番（西村一啓） 私は当事者の1人で、しかも総務文教委員会の委員長という立場で討論をさせていただきます。令和3年陳情第1号、不採択の立場で改めて討論をさせていただきます。

先ほどから、また、午前中からもありましたように、それぞれの委員からそれぞれの討

論の意見が述べられております。午前中ありました分につきましても、総務文教委員会が谷和地区の住民の意思を反対したと私は聞いたんですが、そういう意味ではありません。谷和地区から出された陳情は、おととしの9月、確かに議長と生活環境委員長の北地議員と私の3名で行きました。要望書、あるいは陳情書を要望書にとか、そういう意味ではなく、住民の声は、書き方が分からないから教えてくださいというのが本音でした。

そこで皆さんも御承知のとおり、昨年から陳情や請願が出ておりますが、請願は議員の紹介が要ります。当然議員は地元の人と請願書を出すことについて話し合いをされているものと思います。特に今回の陳情あるいは請願については、1月13日の議会運営委員会で、請願の要望事項の中で、文書で回答をしてくださいという住民の声に対して、議会運営委員会の中で、4ページにわたる回答文書を、皆さんで協議しました。協議した内容を、当時の議会運営委員会で、一時休憩を挟み、議会運営委員会の正副委員長と請願書紹介議員で調整した結果、文書内容及び記載については、4ページの中を2ページにカットして、それを議会運営委員会に諮り、全員で一致採択に至った経緯がございます。紹介議員の側の方々は、議会人としてその対応を、当然地元の皆さんに説明されているものと私は思います。

したがいまして、このように再度同じことを採決することにつきましては、私は不採択とすべきと考えます。特に議会の運営上のは、議員として御理解されとるものと思います。私も年はいってますが、議員としてはまだまだ年端も行きません。その中で感じたことは、もっと素直に考えるべきものと思います。

最後になりましたが、昨年の12月でも請願の紹介議員が、もうこれぐらいでやめまじょうと正式な場所で述べられて、また、こうしてこういう文書が繰り返して出てくること自体、私は議会の議員として、もっと住民の立場に寄り添ったことをやるべきではないかと思ひまして、今回の陳情については不採択とすることの討論とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（細川雅子） 他に討論ございませんか。

日域議員。

○14番（日域 究） いろいろお考えがあるなと思ひながら拝聴させていただきました。

私のことはかなり固有名詞が出てきましたけど、若干心外なところもありますが、発言の自由のほうを尊重したいと思いますので、それには特に反論はありません。

いろいろありまして、紆余曲折があつて、非常に複雑怪奇になつて今日まで来たなという気が、正直してます。もう時間たってますから、距離を置いて眺めてみると、2つポイントがある気がするんですけども、私は賛成の立場の討論です。

それで、もともとはおととしの12月議会の議長不信任案の審議のときでしたけど、最後に、今おっしゃいましたけど、西村議員のほうから、不穏当な発言があつたから議長において発言取り消しを要求します、ということから始まったことです。

それはそれで、その取り消しに該当するかはさておいて、西村議員がそう言って、議長席の寺岡副議長が、じゃあ議長において措置する、よろしいですかということで、皆さんが賛成でしたよね。その寺岡副議長に、その役割が発生するわけですね。その後、寺岡副

議長もいろいろ努力されてたのは、私、個人的には分かってます。

そして、結局水面下のことはさておいて、10月の決算特別委員会の後に、寺岡副議長の思いとして削除したいと思ってる部分について、それをアスタリスクにした会議録がつくられて、そして、公表されました、ホームページでもね。それが第一段階ですね。

それを見た谷和地区の方たちの請願がその後出たんですけども、それが採択されたわけですけども、陳情とか請願を採択するということと、その実行義務があるかないかっていうのは別問題ですよ。通常の場合は議会が採択して、その対象は執行部といいますか、市長のほうに行くわけですけども、当然議会が採択したからすぐできるわけじゃなくて、いろんな考え方もあるし予算もあるし、できないことはたくさんあります。議会のほうはやってくださいねという感じですけども、それが請願とか陳情とかいうものじゃないですか。だから、今回の分では、議会とすれば請願を採択しました。でも、それをどうするかっていうのは、これはひとえに議長が決める部分って大きいわけですよ。

この前の1月13日の議会運営委員会ですけども、あれは議長のほうからの考えで、議会運営委員会を考えてくれということだったと思いますけども、ここも委員会で結論出したからといっても、いわゆるその議案が本会議から付託されて、それを委員会で審査して結論が出た。当然そういうものは本会議でもう一回審議するわけですけども、そういう種類のものじゃなくて、議長が物事を考えることを、議会運営委員会がお手伝いをしたということです。それを、例えば、いやこれはやっぱりよくないよって蹴飛ばされたら、それで元に戻る、そういう種類のもんだと思います。

この前のやつは、さっき4ページが2ページに変わったと言われましたけど、これも一長一短あります。ただ、あの議会運営委員会のときに私が申し上げましたけど、これはあの削除した部分を、意地でも削除したまま公開はしないんだと言って、議長の側が押し通した場合に、それをこじ開けるのは大変なんですよね。少なくともいびつといいますか、あのA4の紙で議会だよりに添付して出すっていうのは、かなり普通じゃない気はしますが、でも議長のほうからそういうアイデアが出たのであれば、取りあえずはそこを受け入れようと。

どういうことかという、不穏当な発言だから、不穏当な内容だから発言を取り消す、そして、会議録には載せない、そういうことを覆したわけですよ。発言を削除するに値するものでないものを、議長が自分の好みで会議録から消したり戻したりできるわけじゃないわけで、議員には発言の権限、自由があります、大原則として。

ただ、細かいことは言いませんけれども、例外的に幾ら何でもこれは言うべきじゃないんじゃないのっていうものが法律なんかを書いてあって、そのことについては例外的に発言取り消し、会議録からの削除が可能なわけです。

形はともかく、一旦削除したものをもう一回市民全戸に配付したわけですから、それは削除したことが誤りであった、ある意味ね。そして、だから公開しますよということを、私は意味していると思います。削除すべきものでありながらそれを公開したら、これは明らかにルール違反ですからね、理論が成り立ちませんから。そういう意味で、あの紙を配付すること自体について私は議会運営委員会でお話しをした、多分私、60点って言いまし

た。60点の評価をさせてもらおうと。ただ、今回の陳情は、谷和地区の方から見てあれじゃ分かりにくいじゃないかという、ざっくり言えばそういう話だと思います。

もう一つは、最初言いましたけど、一昨年12月の段階で、我々の、私のといいましょうか、発言が不穏当な発言に当たるかどうか、それも含めて判断するのは、寺岡副議長にその役を皆さんが委ねたわけですから、今もって寺岡副議長の役割だと思います。ついては、いろいろあるとは思いますが、最後のところはもう一回、寺岡副議長に締めていただきたい、そんなふうに思います。

少なし、細川議長においては除斥だったわけですから、そここのところは、私もこの前、議会運営委員会で質問しましたが、正直どれが正しいのか100%の自信があつて言ってるわけじゃありませんけど、やっぱりあのときの本会議の会議録の話ですから、その瞬間に議長席で議事の進行をしていた方のお仕事だと私は思います。

そういうことも含めて、公開したことは一定の評価してますけれども、今のものを後世の人が掘り返したときに、あまりよく分からんよねってなるとおもいますからね。もう公開してしまったのであれば、もう少しスマートな収め方を考えてほしいなという気がします。

でも、いろんな批判も受けましたけど、それはそれなりに私は勉強になりましたし、このこと自体は、大変でしたけど、意味がなかったとも思いませんし、そろそろおしまいにしようというのを私は全く同感でございます。一応採択して、もう少しきれいにできないかなというのが私の思いです。

以上で私の賛成討論を終わります。

○議長（細川雅子） 通告を受けております討論は以上でございました。

他に討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより本件を、起立により採決いたします。

本件について採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（細川雅子） はい、結構です。起立少数と認めます。

よって、本件は不採択と決しました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第42 令和3年請願第1号 公立・公的医療機関等の「再検証」要請の白紙撤回、 および地域医療構想の見直しに関する請願

○議長（細川雅子） 日程第42、令和3年請願第1号公立・公的医療機関等の「再検証」要請の白紙撤回、および地域医療構想の見直しに関する請願を議題といたします。

請願の要旨の朗読を省略します。

令和3年請願第1号は、生活環境委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、3月3日から3月8日までの6日間、休会いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。よって、3月3日から3月8日までの6日間、休会することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。この際、御通知いたします。

本日、13時45分から総務文教委員会を、3月3日午前10時から生活環境委員会を、それぞれ第1委員会室で開会する旨、各委員長から通知を受けております。

ただいま御出席の各位には別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

3月9日は、午前10時に開会いたします。

ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

13時22分 散会

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年3月2日

大竹市議会議長 細川 雅子

大竹市議会議員 網谷 芳孝

大竹市議会議員 児玉 朋也